

Ⅲ

災害を風化させない  
これからの防災教育



栢葉町の海岸線

# 1 災害時における学校の対応

## 防災マニュアルの見直し

防災マニュアルの作成については、学校保健安全法（平成 21 年 4 月施行）以降、どの学校も真剣に取り組んできたと言える。実際、東日本大震災後、文部科学省が被災 3 県（岩手・宮城・福島）の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等全ての 3160 校に実施した「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告書」（平成 24 年 3 月、文科省；以後、報告書と略記）によると、震災以前でも、95% 近い学校で防災マニュアルが策定されていたことがわかる。

ところが、同時に、この報告書において、想定外の規模の地震であったため、それまでの防災マニュアルに記載されていなかった問題が発生し、対応に苦慮した状況が数多く報告された。上の報告書は、防災マニュアルの改善も含め、学校防災を見直すにあたって、今後の教訓となるものが多い。以下に報告書の記述から、防災マニュアルを見直すにあたって、学校、教員の記述を一部記し、若干の考察を加えておきたい。

まずは、地震の発生とほぼ同時に生じた停電によって、校内外の連絡方法やその後の情報手段の確保が困難になったことに着目したい。例えば、多くの学校の防災マニュアルでは、地震が発生すると、校内放送によって避難誘導などが、指示されることになっていた。しかし、報告書では、「停電時の校内放送が使えない場合の防災マニュアルがなかった。停電時の連絡方法を構築しておくべきだった。」とあり、今後の避難訓練なども、これを踏まえた取り組みが必要と考えられる。特に、地震発生後、揺れが収まり落ち着いてからも「停電のため、校内及び保護者や関係機関との連絡方法が奪われてしまった。」「広域停電と通信不能の状態が長く続くという想定がなかった。」と述べられているように、電源があることを前提として防災マニュアルを点検しては意味がない。緊急時の情報収集手段も検討しておく必要がある。

昨今では、災害伝言ダイヤルが広く知られている。確かに、災害伝言ダイヤルの使い方を児童生徒が知っておく意味もある。しかし、「災害伝言ダイヤルでの対応を考えていたが、電話や携帯が通じず、災害伝言ダイヤルを使用することができなかった。」「災害電話を設置したがほとんど機能しなかった。」という記述が多く見られる。そのため、震災後も「電話、携帯電話が使えないため、避難経路、保護者への引き渡し等に困難を極めた。」などの労苦がうかがえる。

一方、携帯電話を含めた電話通信に比べ、E-mail などでの連絡が効果的であった旨の報告は多い。中には「生徒間の E-mail による伝達が有効であった。」とか「クラス内で 2～3 人の生徒のキーパーソンを中継して連絡、確認ができて、大変有効であった。」などの報告も見られる。特に高校生では、部活動などの日常の連絡方法が、震災時の問い合わせにも役立ったことが考えられる。最近では、登録された携帯電話などに、学校から保護者へ連絡や情報が発信される機会も多くなっている。通常は教職員の連絡網を中心に考えがちであるが、緊急時には、連絡網として、PTA や生徒からの情報も組み入れる効果も見られる。これらを教訓として、震災後には、「メール、ツイッターの活用を進めている。」という学校やクラス等もある。近年、中学生や高校生が利用するフェイスブックやラインなどの SNS については、ネットいじめ等につながったり、犯罪に巻き込まれたりするなど、学校や教員はその対策に追われることもある。しかし、情報通信など科学技術の持つ二面性を理解しながら、災害

時などの有効な活用を検討することも今後の検討事項である。

一方で、「ハンドマイクは各クラスに常備しておく必要がある。」「校内放送が使用不可でも使える伝達手段（拡声器やトランシーバー等）、メガホンが必要。」、という停電時でも対応できる器具や連絡体制を準備しておくことも考えられる。同じように「情報を得るためのラジオ、携帯電話の常備。」「自転車、発電機、ガソリンなど、緊急用を準備。家庭訪問に便利。」なども貴重な意見である。ガソリンがなかなか入手できず、車があっても移動など役に立たなかったことから、災害時に限らず、常に車のガソリンを満たしておくことは身近な心構えであると言える。

他地域や過去の災害の教訓が、自分たちの地域や学校での防災マニュアルの改善に参考となることも多い。また、防災マニュアルは、これまでの自校の避難訓練の振り返りも含めて、常に見直しや改善をする必要がある。時には消防署や行政など、専門家の意見を聞くことも望まれる。また、学校管理職や防災主任等の担当者だけでなく、非常勤講師なども含めて、学校全体で共通理解を図ったり、場合によっては保護者や児童生徒にも伝えたりしておくことも意味がある。

## 教育法規を踏まえた自然災害発生時の学校危機管理

### 1 自然災害の発生と学校危機管理に関する法規

大規模な自然災害が発生し、児童生徒の安全に影響を及ぼすことが予想される場合、学校は臨時休業の措置をとることが求められる。これは学校教育法施行規則第 63 条「非常変災その他急迫の事情」を理由とし、学校の休業は、学校及び児童生徒の置かれた状況を掌握するにあたって、校長の判断に委ねられる。臨時休業決定後、校長は休業について、速やかに教育委員会に連絡する必要がある。学校の休業は、気象庁による警報や注意報の発表、市町村長の発令による避難勧告、避難指示などが判断の拠り所となり、実際には、教育委員会を通して、校長間であらかじめ決められている地域が多い。なお、学校が臨時休業を余儀なくされる理由としては「感染症予防」（学校保健安全法第 20 条）の場合も上げられる。しかし、「感染症予防」の休業の判断は校長でなく学校設置者に委ねられる。

また、災害時には学校に避難所が設置される場合がある。公立学校の施設は、学校教育を行うためのものであり、「学校施設の確保に関する政令 3 条」により、原則として目的外使用は禁止されている。しかし、学校教育法 137 条では、「学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる」とされ、休業日の校庭や体育館が開放されることも多い。しかし、これらの時だけでなく、学校施設は、個別法律を根拠とする目的外使用が可能となっている。即ち、災害時には、大規模地震対策特別措置法や災害対策基本法を根拠とする地域防災計画に基づいて学校施設を活用することができる。災害時には、都道府県知事らが災害救助法「第一章 総則（目的）第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。」により、校長の許可を要せず、避難所としての学校施設の使用が可能であることが決められている。しかし、これは緊急の場合の学校施設への立ち入りを認めたもので、学校を避難所とする明確な根拠を持つとは言えないこともある。そのため、大規模災害時における学校体育館への緊急の遺体安置所設置や再開後の教育活動に支障をきたす長期にわたる避難所運営など、状況に応じた調整が不可欠になっている。



## 2 大地震の発生と原子力災害への対応

災害対策基本法とともに原子力災害対策特別措置法等に、学校の防災も組み込まれている。文部科学省では、「文部科学省防災業務計画」を策定し、各都道府県教育委員会や学校への防災対策に指導、助言を行っている。この計画の中でも、原子力災害に触れている。つまり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、防災に関する必要な事項を定め、もって防災行政を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。具体的には、1. 学校などにおける児童生徒などの生命・身体の安全を図ること 2. 災害による教育研究実施上の障害を取り除き、教育研究活動の実施を確保すること 3. 学校その他の教育研究機関などの施設・設備の災害復旧に万全を期すること 4. 防災に関する研究活動などの効率化と強化を図ること 5. 原子力災害の発生・拡大を防止し、原子力災害の復旧を図ること 6. 被災者の救援活動に関し、的確な連携・協力を行うことが上げられ、都道府県教育委員会等に指導・助言することになっている。

「文部科学省防災業務計画」の中でも原子力災害特別措置法と連動して、学校等に対し、原子力災害に関しても、教育研究活動の早期再開、児童生徒等及び教職員の健康管理に万全を期するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行うこととされている。校舎・校庭等の利用判断における考え方の整理（線量の目安値等）や児童生徒等が受ける線量低減のための取組、学校給食の安全・安心の確保については、原子力規制委員会等関係省庁と連携して対応することになっている。

## 3 自然災害の発生と教職員の勤務

災害発生時には、教員は児童生徒の安全確保のために時間外勤務が余儀なくされる場合もあるが、教員へは「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」によって、勤務実態に応じた手当は支給されない。教員は、勤務時間の割り振りによって確定した正規の勤務時間内においてのみ勤務するのが原則であり、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」の中で時間外勤務を命じることは原則的に禁止と記載されている。しかし、災害発生時には、いわゆる「超勤4項目」の一つの「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務」として、例外となっている。現実的な対応としては、当然ながら教員の疲労や状況も配慮する必要がある。しかし、阪神淡路大震災や東日本大震災時では、ほとんどが教員の奉仕的な取組に委ねられ、超勤手当の支給が不十分であったとも言える。

一方、災害発生時には、交通の遮断など、本人の意志とは別に出勤ができない場合もある。この場合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき特別休暇の対象となる。災害時に教職員の住居が滅失・損壊の場合も特別休暇の対象となる。しかし、特別休暇の期間は7日以内のため、その中で対応する必要がある。大規模自然災害の発生でなかったとしても、勤務中や通勤途中に災害によって被害を受けた場合は、労働災害補償、地方公務員災害補償法が適用される。

また、教職員だけでなく、児童生徒への便宜も図られている。例えば、災害によって教科書を失くした児童生徒に対して、災害救助法の適用を受ける災害では、義務教育諸学校の教科書滅失に対して、無償で供与されることが原則である（災害救助法第四条八学用品の給与）。



## 4 自然災害発生時にみる学校管理下の課題

学校は、公立・私立を問わず、児童生徒がその管理下にある場合、安全を確保する法的義務「安全配慮義務・安全保持義務」を負っている。東日本大震災では、学校管理下において、津波が児童生徒等を襲い、犠牲者・行方不明者が生じたため、幼稚園、小学校で民事上、刑事上の責任が追及されている。公立学校の場合、民事責任、つまり、損害賠償責任は、主に国家賠償法によって取り扱われる。避難指示等の対応が遅れる、適切な判断・誘導がなされないと言う教員の「過失」によって子どもが災害に遭遇したと判断された場合、学校の設置者である地方公共団体が損害賠償責任を負うことになる。ここでの「過失」とは、違法に損害が生じるという結果について予見可能性があり、その結果を回避する可能性が存在していたにもかかわらず、これを防止することを怠ったと判断される場合と見なされる。つまり、東日本大震災では、地震後に巨大津波の発生が予想されたり、警報が出されたりしたにもかかわらず、児童生徒を適切に避難させなかった点をめぐって、現在も争われているのである。

一般的には、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる「災害共済給付」制度があり、学校管理下においての事件、事故災害については、これで対処されることが多い。学校設置者が保護者の同意を得て加入しているが、ここで給付が行われるのは、独立行政法人日本スポーツセンター法施行令5条2項で明示されている「学校の管理下」において、原因が生じた時に限られている。しかし、大規模な自然災害の時には、先述の災害救助法が適用される。

## 5 学校安全と学校保健安全法

学校における安全・防災教育については、平成20年6月に学校保健法の改正が行われ、同時に同法は「学校保健安全法」（以後、同法と略記）へと改称されたことが挙げられる。同法は、翌年4月1日に施行され、学校安全に関わる条項を第三章とした。法律の目的は、「学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。」（第1章総則第1条より）とある。そして、その実現のために、国及び地方公共団体の責務として、同章第3条に次の3項目が示されている。「第3条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない」

さらに、同法第27条では（学校安全計画の策定等）として、「学校においては、児童生徒等の安全確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と記され、第29条では（危険等発生時対処要領の作成等）として、「学校においては、児童生徒等の安全確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。」と示されている。これに基づいて各学校では、「学校安全計画」、「マニュアル」を作成することになっている。

東日本大震災後の平成24年には「学校安全の推進に関する計画」が策定された。この計画では、5

年間の推進計画が示され、学校保健安全法「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする」（第3条第2項）に則って、記載されている。東日本大震災後、学校保健安全法の周知徹底を図ったものと捉えることができる。

## 6 今日の学校安全と法規 課題

今日では、学校だけで児童生徒等の安全を守るには限界があると言わざるを得ない。平成18(2006)年教育基本法の改正でも、地域の安全、安心の確保の必要性から、第2章 教育の実施に関する基本において、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について」（第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする）と新たに規定された。学校保健安全法第30条においても（地域の関係機関等との連携）として、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。」と記されている。

児童生徒等が事件・事故災害によって、心も傷つき回復までに支援が必要なこともある。そこで、同法第29条の3では、「学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。」とされている。

なお、同法第28条として（学校環境の安全の確保）が挙げられている。ここでは、「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と示され、未然の事故防止とともに、責任の所在を明確にしている。

# 学校災害(地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害、土砂災害)対応マニュアル例

平成27年2月  
福島県教育委員会

## 1 ねらい

過去の大規模な自然災害、特に大地震の教訓を踏まえ、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の安全確保を図るため、日常的な防災活動や災害発生時における基本的な対応マニュアル例を示すことにより、各学校の実情に応じた対応マニュアル作成の一助とする。

## 2 内容

### ◇学校災害対応マニュアル作成上の留意点

#### ① 日常的な学校の防災活動

- (1) 平常時における学校防災委員会とその役割
- (2) 日頃から講じておくべき措置

#### ② 学校災害時における児童生徒の安全確保

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 地震発生時における教職員の非常配備計画
- (3) 地震発生時の対応
  - ① 児童生徒在校時
  - ② 校外活動時
  - ③ 登校時
  - ④ 下校時
  - ⑤ 夜間・休日等
- (4) 津波発生時の対応
- (5) 風水害発生時の対応
- (6) 火山災害発生時の対応
- (7) 原子力災害発生時の対応
- (8) 土砂災害警戒時の対応

#### ③ 避難所開設と運営の支援

#### ④ 授業再開に向けての対応

#### ◆資料

- ① 緊急連絡用(引渡し)カード
- ② 情報連絡体制(例)





## ◇学校災害対応マニュアル作成上の留意点

- 1 「日常的な学校の防災活動」では、学校の実情に応じて内容を整理し、学校防災委員会の活動を学校安全計画の中に反映させること。
- 2 災害対策本部の組織編制においては、通常の校務分掌と災害対策本部を設置した際の各班の実務内容との関連を考慮し、学校の実情を勘案して適切に教職員を配置すること。
- 3 役割分担においては、学校の規模と非常配備計画との関連を考慮し、各班の中に班長を設けるなどの工夫をすること。
- 4 非常配備計画については、学校規模や職員の状況など学校の実情に応じて、非常事態に適切に対応できるよう作成すること。
- 5 地震発生時の対応については、地震発生から数分間の児童生徒の安全確保を確実にするため、教師の具体的対応を洗い出し、順序よく整理することが重要であるという視点で、学校の実情に応じてマニュアルを自校化すること。
- 6 大地震の場合は、訓練と異なり避難経路に危険が生ずる場合もあることから、避難経路となる階段等の安全確認が迅速にできるよう、学校の実情に応じて予め緊急避難経路確認の係分担をしておくこと。
- 7 地域によっては、土砂災害、津波、洪水、集中豪雨時の浸水、火山災害、原子力災害等の危険を考慮し、避難先や児童生徒への指導内容を適切に付加すること。
- 8 災害情報の収集を迅速に行うため、地域の災害対策担当課、消防署、警察署、バス会社、JR 等、関係機関の情報提供担当窓口の電話番号を一覧表にし、情報収集の役割分担を明確にしておくこと。
- 9 電話が繋がらないことも想定し、緊急の場合は災害伝言ダイヤルの活用ができるよう、利用方法を確認しておくとともに、保護者等へも周知しておくこと。
- 10 機能するマニュアルとするため、可能な限り、誰が、何をするのかを明らかにすること。  
なお、担当者不在の場合の代行についても確認しておくこと。

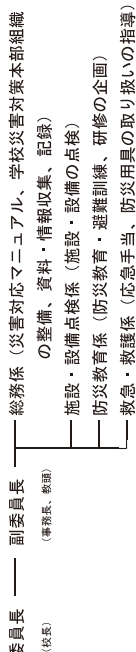
## 1 日常的な学校の防災活動

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合においても速やかに児童生徒等の安全確保を図るため、各学校の防災計画に次の事項について定める。

### (1) 平常時における学校防災委員会とその役割

- 学校防災委員会の設置
  - 適切な安全指導及び施設・設備の管理を行う。
  - 学校の防災体制の推進に必要な計画を検討、策定し、実施する。

#### 【組織例】



### (2) 日頃から講じておくべき措置

- ア 学校施設・設備等の点検・整備  
(担当：施設・設備点検係)
  - 石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所をはじめ校内及び校地内の施設・設備全般について点検を実施する（日常点検・定期点検・臨時点検）。
  - 消防法に基づく点検・整備を実施する。
  - 学校保健安全法施行規則第28・29条に基づく安全点検を実施する。
- イ 防災教育の実施  
(担当：防災教育係)
  - ※学校安全計画へ明確に位置づける。
  - 「自らの安全は自ら守る」ということを基本に、必要な知識・技能・態度の修得に主眼を置いて、教科等の時間も含めて指導する。
  - 児童生徒の発達段階及び地域の地形に応じた防災教育を実施する。
  - 様々な災害と多様な状況を想定した避難訓練を実施する。
  - 地域の危険箇所・避難所マップづくりなど、家庭・地域とともに考える防災教育を実施する。
  - 防災研修を実施する。
  - 「心のケア」の視点に立つ研修を実施する。

### ウ 情報・連絡体制の整備

(担当：総務係)

- 災害対応マニュアルを作成する。
- 円滑かつ的確な情報伝達ができる体制を整備する。
- 一元的に情報を管理できる体制を整備する。
- 学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡すべき機関のリストアップなど情報連絡体制を整備する。
- P T A と災害時の協力体制及び緊急連絡方法を協議しておく。
- 近隣校、地域団体との連携を図る。

### エ 学校安全度の評価・改善

(担当：総務係)

- 施設設備の点検・整備が適切に行われているか評価し、必要に応じて改善する。
- 当事者の防災リテラシーを評価し、必要に応じて改善する。
- 災害対応マニュアルが適切に機能するか評価し、必要に応じて改善する。

### オ 学校非常用物資の備蓄管理

(担当：総務係)

- 学校施設の一部を備蓄場所として提供する場合、災害対策担当部局、教育委員会等と協議し、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について定めておく。

### カ 家庭・P T A ・地域との連携

(担当：防災教育係)

- 各種の機会を通じて、避難所開設・運営や学校防災計画の内容や災害発生時の児童生徒等の動向、学校の対応などを知らせておく。
- 児童生徒が在校時に災害が発生した場合の学校への連絡方法を周知しておく。
- 夜間や休日の連絡等について協力を要請しておく。

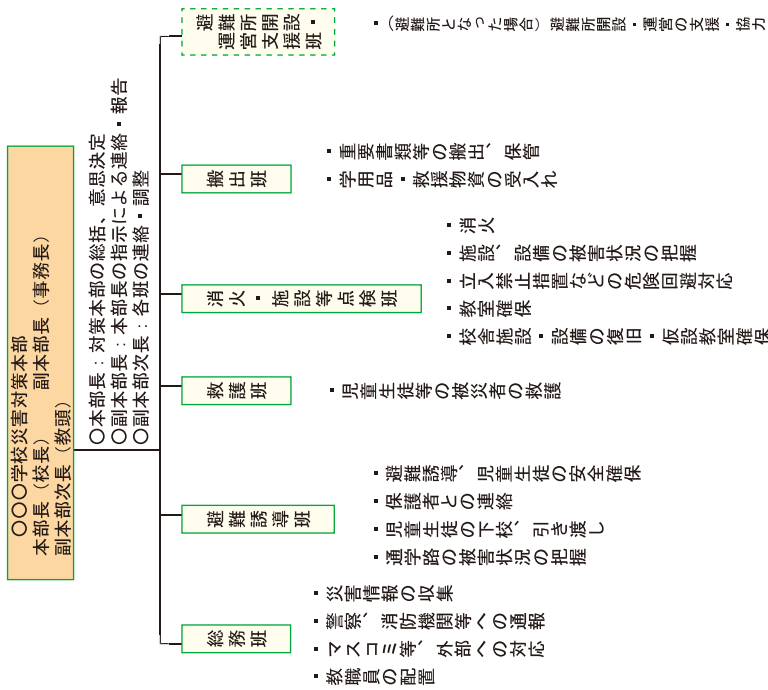
### キ 防災上必要な用品等の点検・整備

(担当：総務係)

- 防災用品は保管場所を把握し点検しておく。
- 重要書類は適切に保管しておく。  
校長印、学校沿革誌、卒業証書台帳、指導要録、人妻関係書類等

## 2 学校災害時における児童生徒の安全確保

(1) 災害対策本部の設置  
 災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応にあたる。



役割分担表

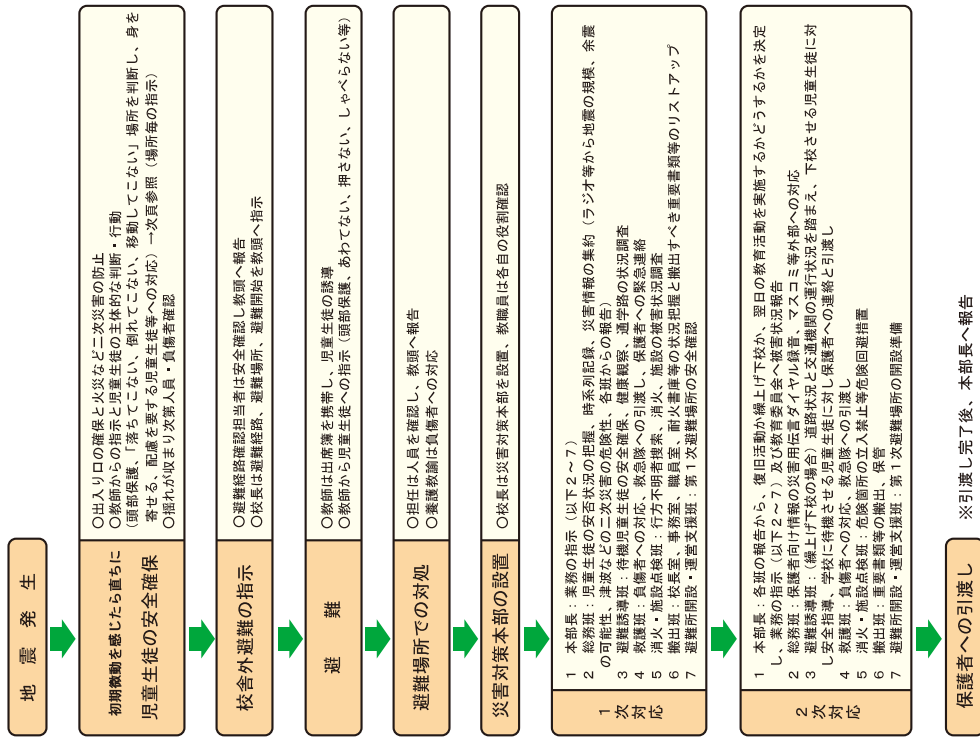
番号	職(フリ)	氏名	役割	備考
1	校長	〇〇〇〇〇	本部長	
2	事務長	〇〇〇〇〇〇	副本部長	
3	教頭	〇〇〇〇〇〇	副本部長	
4	教務主任	〇〇〇〇〇〇	総務部班長	
5	3年10組	△△△△△△	避難誘導班	

## (2) 地震発生時における教職員の非常配備計画

配備区分	配備体制	配備時期
警戒配備	校長・事務長・教頭の3者で、災害情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。(地域災害対策担当課、消防署、学校施設整備会社等からの情報収集、学校施設の状況把握等)	1 学校所在地において震度4の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波注意報が発表されたとき。 3 その他特に校長が必要と認めたととき。
特別警戒配備	校長・事務長・教頭の3者で、災害情報の収集及び連絡活動の実施の可否が検討でき、特別警戒体制に移行できる体制とする。(学校施設の被害状況の把握、通常の教育活動が実施可能な検討、被害状況の報告、教育活動実施に向けた対応や授業開始の変更及び臨時休業等が必要な場合の緊急連絡の対応等)	1 学校所在地において震度5弱の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波警報が発表されたとき。 3 その他特に校長が必要と認めたととき。
特別警戒体制	校長・事務長・教頭・災害対策本部の班長で、災害情報の収集及び連絡活動、教育活動の実施の可否が検討でき、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1 学校所在地において震度5強の地震が観測されたとき。 2 学校所在地に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 その他特に校長が必要と認めたととき。
災害対策本部体制	全職員で、組織及び機能の全てを兼ね、応急対策にあたる体制とする。	1 学校所在地において震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、大津波警報が発表されたとき。 3 その他特に校長が必要と認めたととき。



### (3) 地震発生時の対応 ～①児童生徒在校時～



### ～基本的な安全確保の対応～

#### ア 授業中

※避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

場所	共通事項	個別事項
普通教室	○ 教師の指示による安全確保の的確な指示する（頭部を保護する、窓・壁際・棚・ロッカーから離れる）	○ 机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示する ○ 火気使用中であれば消火を指示する
特別教室	○ 避難経路を確認する	○ 実験・実習中であれば、危険回避を指示する（機蓋を止める、火を消す）
体育館	○ 火気使用中であれば消火する	○ 中央に集合せ、体を低くするように指示する（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うほうがよい場合もある）
運動場	○ 児童生徒の人員等状況確認や周囲の安全を確認する	○ 建物・サッカークーラーや鉄棒等の固定遊具から離れ、中央に集合せ体を低くするように指示する
プール	○ 余震や二次災害に備え、児童生徒等を落ち着かせる	○ すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむように指示する ○ 揺れが収まれば、速やかにプールから出るように指示する
図書室		○ 避難準備を指示する（サンダル・靴を履き、衣服やバスケットを守る） ○ 書棚から離れるように指示する

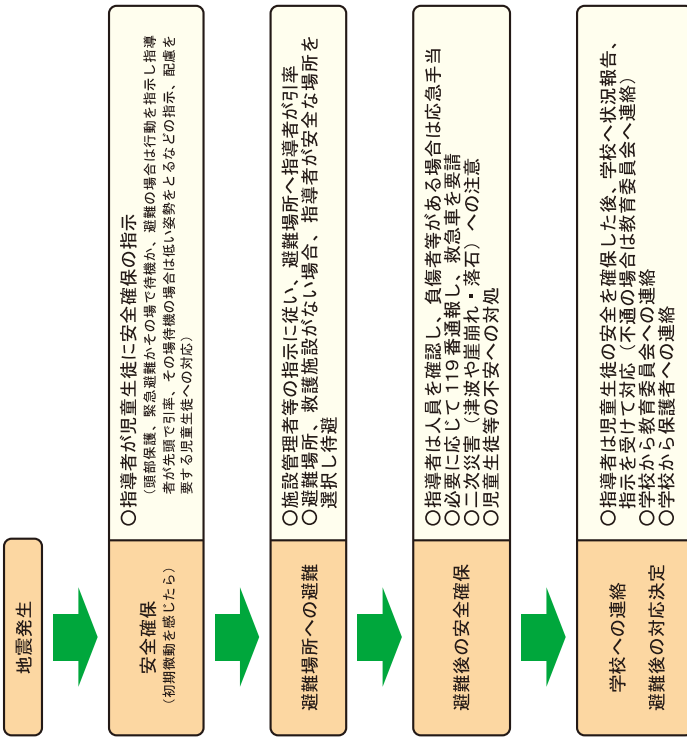
#### イ 始業前、休み時間、放課後（教師と児童生徒等が離れている場合）

場所	児童生徒の行動（日常の防災教育の中で予め指導）	教職員の対応
階段、廊下、トイレ等	○ 揺れている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する	○ 一斉放送等により全校に指示する（揺れが収まるまで、頭部を保護して待機するよう指示する）
運動場、中庭等	○ 落下物や倒壊物に気をつける ○ 揺れが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所へ避難する ○ 周囲の安全確認をする	○ 教職員は手分けして児童生徒等の安全確保、指示誘導する ○ 校舎外にいる児童生徒等の安全確保、負傷者の応急手当をする
運動場、中庭等	○ 建物、ブロック塀、窓ガラスの近く、サッカークーラーや鉄棒、ジャングジム等の固定遊具から離れる ○ 揺れが収まるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する	

#### ウ 登下校時

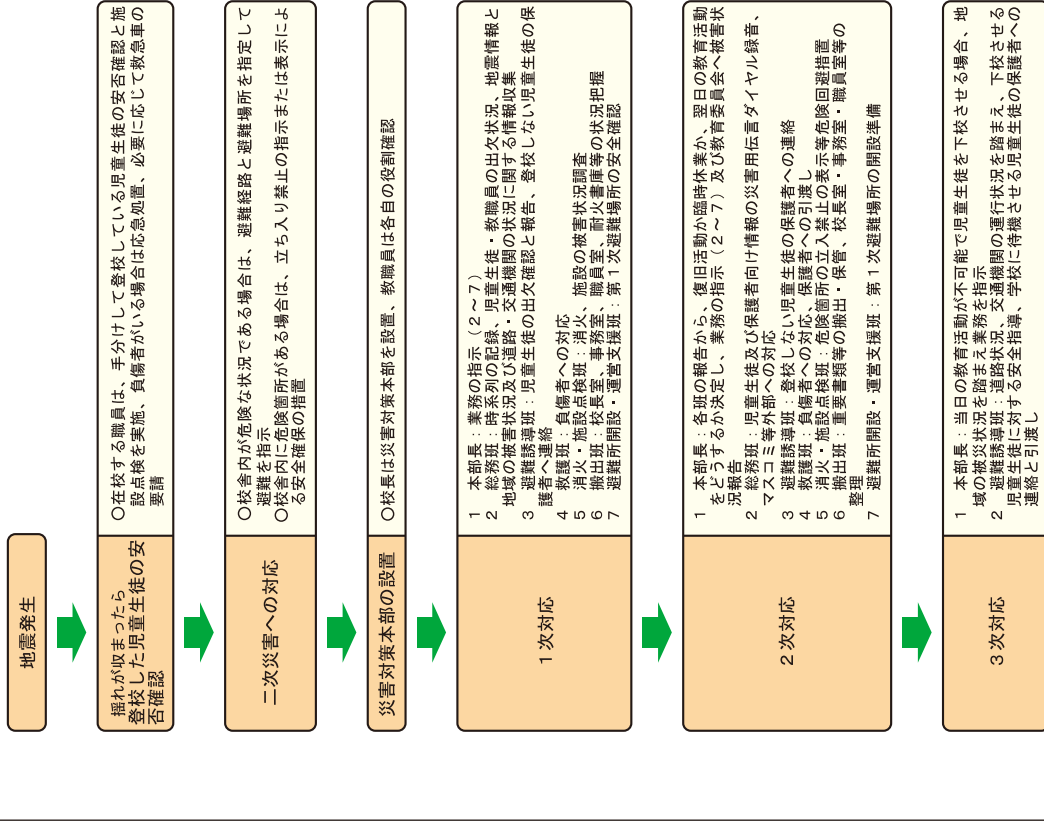
場所	児童生徒の行動	教職員の事前指導
山間部	○ 山際から離れる	○ 崖崩れ、土砂崩れがあることを指導する
海岸部	○ 高い場所へ避難する	○ 津波がくる場合があることを指導する
河川沿い	○ 河川から離れる	○ 海のそばでは津波により増水すること、暴風雨時及びその後の増水について指導する

### (3) 地震発生時の対応 ～②校外活動時～

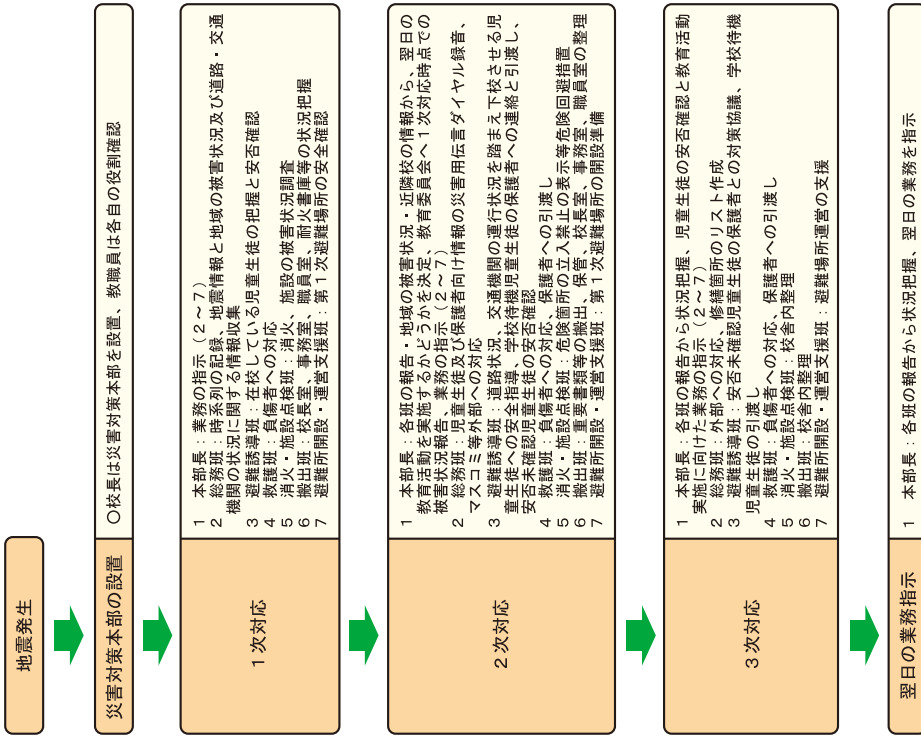


※校外活動に際しての事前確認及び事前指導  
・早学先の避難経路・避難場所の確認と施設等管理者等との安全面の打合せ  
・校外活動時の留意事項の指導徹底(指導者の指示をよく聞くこと、一人で行動しないこと、トイレ等で集団を離れる場合は断ること等)

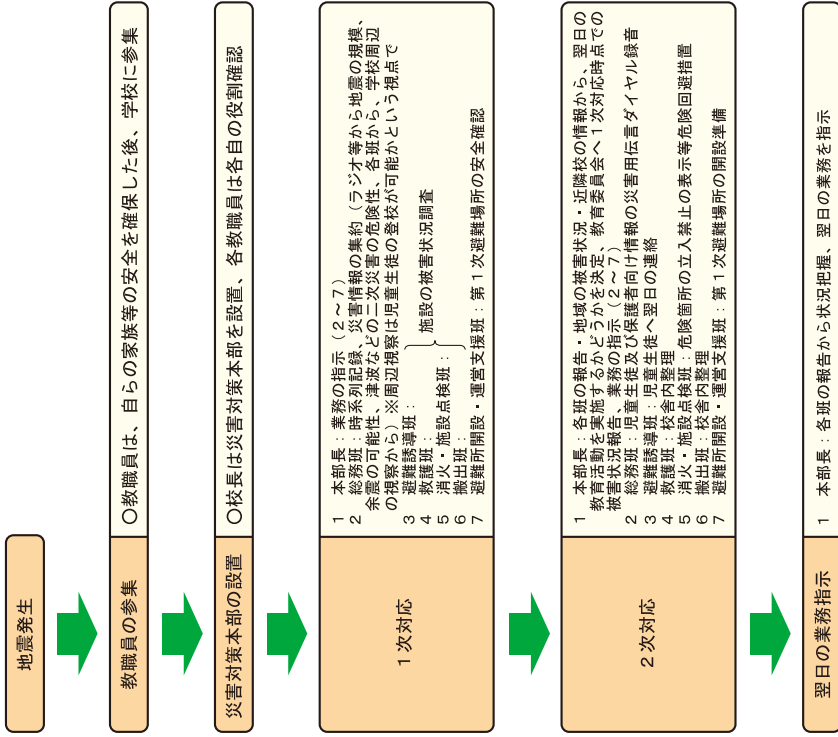
### (3) 地震発生時の対応 ～③登校時～



### (3) 地震発生時の対応 ～④下校時～



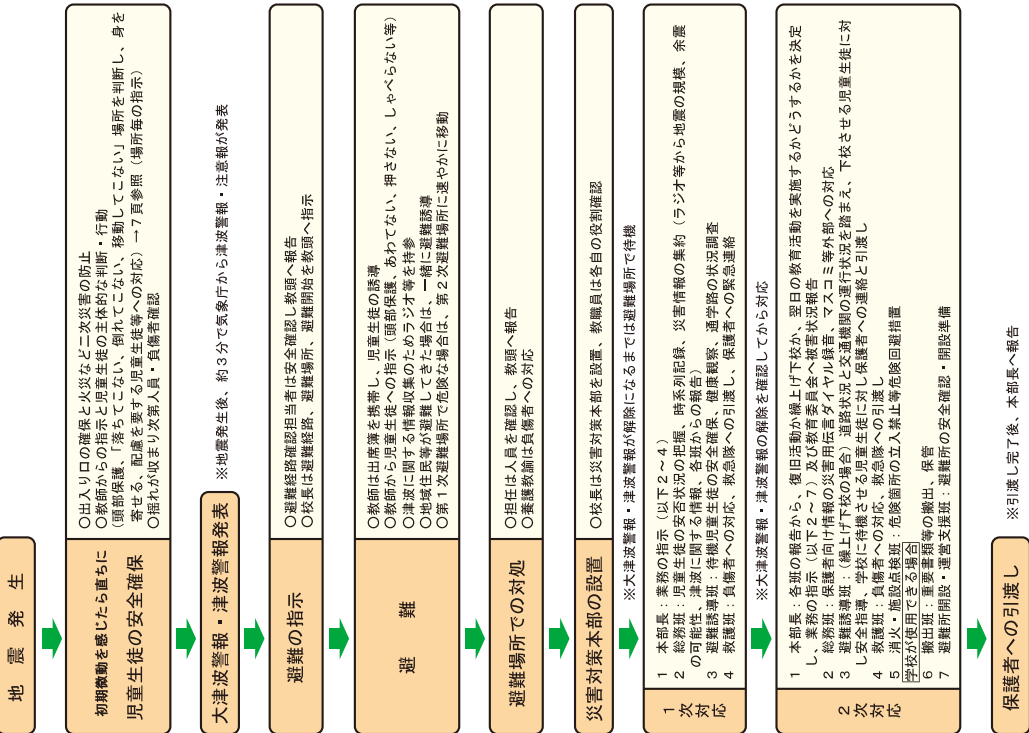
### (3) 地震発生時の対応 ～⑤夜間・休日等～





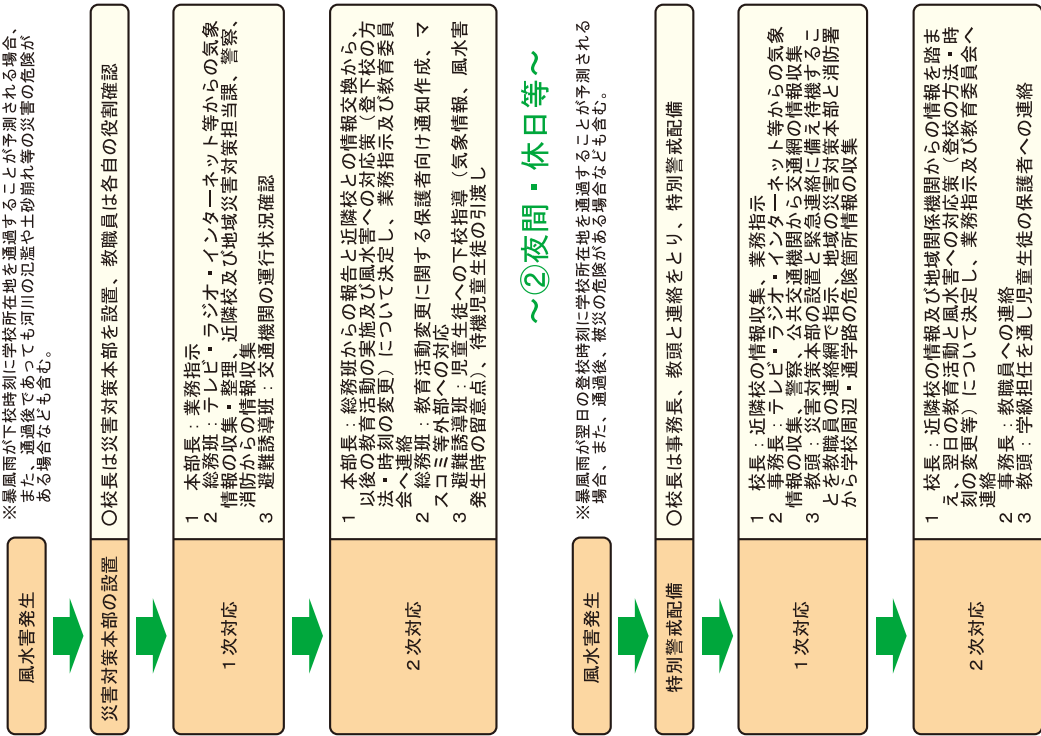
#### (4) 津波発生時の対応 ～①児童生徒在校時～

「①児童生徒在校時」以外の対応は地震発生時の対応に準じる



#### (5) 風水害発生時の対応 ～①児童生徒在校時～

※暴風雨が下校時刻に学校所在地を通過することが予測される場合、また、通過後であっても河川の氾濫や土砂崩れ等の災害の危険がある場合なども含む。



## (6) 火山災害発生時の対応 ～児童生徒等在校時～

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が  
発生する可能性が高まってきたら  
予想される場合に気象庁が発表する。

噴火警報（レベル4）発表後の対応

発表基準

（市町村災害対策本部から指示・伝達）

※ 災害対策本部を設置する可能性のある市町村は、福島市、会津若松市、郡山市、白河市、  
喜多野市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町、磐梯町、北郷町、三島町、金山町、  
楡葉町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、下郷町の19市町村。

災害対策本部の設置 ○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認

1 次対応

1 本部長：児童生徒等に校舎内待機を指示し、以後の教育活動の実施及び火山災害への対応策（登下校の方法・時刻の変更）について決定し、業務上の指示（2～4）及び教育委員会へ連絡  
2 担任等：児童生徒等の校舎内待機と安全指導  
3 総務班：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象・火山情報の収集・整理、近隣校及び地域災害対策担当課、気象台、警察、消防からの情報収集  
4 避難誘導班：交通機関の運行状況、交通状況の確認

2 次対応

1 本部長：業務の指示（2～6）  
2 教頭：時系列に記録  
3 事務長：重要書類の保管と備出書類の準備  
4 各担任：保護者への連絡、児童生徒へ翌日以降の連絡  
5 総務班：教育活動変更に関する保護者向け通知作成、マスコミ等外部への対応  
6 避難誘導班：児童生徒への下校指導（気象情報・火山情報、火山災害発生時の留意点）、待機児童生徒の引渡し

噴火警戒レベル	対象火山名	導入火山	未導入火山
	吾妻山	安達太良山	磐梯山
	福島市 猪苗代町 北塩原村	郡山市 二本松市 本宮市 大玉村 猪苗代町	那須岳 白河市 会津若松市 喜多方市 猪苗代町 磐梯町 北塩原村
	福島市 猪苗代町 金山町 金山町	燧ヶ岳 檜枝岐村	沼沢 三島町 金山町
想定される現象	<p><b>噴火警報（居住地域）【レベル4：避難準備】</b> 噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される。（那須岳は、火砕流や概ね4km程度の範囲への噴石の飛散が予想される。）</p> <p><b>噴火警報（居住地域）【レベル5：避難】</b> 噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している。（那須岳は、火砕流や概ね4km程度の範囲への噴石の飛散も切迫している。）</p>		

※ 福島県地域防災計画「一般災害対策編（火山対策計画）」に基づく。

噴火警報（レベル5）発表後の対応

発表基準

（市町村災害対策本部から指示・伝達）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が  
切迫している状態と予想される場合に  
気象庁が発表する。

避難の指示

○避難経路確認担当者には安全確認し教頭へ報告  
○校長は避難経路、避難場所、避難開始を教頭へ指示

避難

○教師は出席簿を携帯し、児童生徒の誘導  
○教師から児童生徒への指示（頭部保護、あわてない、しゃべらない等）  
○火山災害に関する情報収集のためラジオ等を持参  
○火曜校長等が避難してきた場合は、一緒に避難誘導  
○第1次避難場所が危険な場合は、第2次避難場所に速やかに移動

避難場所での対応

○担任は人員を確認し、教頭へ報告  
○業務教諭は負傷者への対応

災害対策本部の設置

○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認

※噴火警報（居住地域）レベル5が解除になるまでは絶対に学校へ戻らない

1 次対応

1 本部長：業務の指示（以下2～4）  
2 総務班：児童生徒の安全状況把握、時系列記録、災害情報の集約（ラジオ等から気象・火山に関する情報、各班からの報告）  
3 避難誘導班：待機児童生徒の安全確保、健康観察、通学路の状況調査  
4 教頭：負傷者への対応、緊急連絡

2 次対応

1 本部長：各班の報告から、翌日以降の教育活動を実施するかどうかを決定し、業務の指示（以下2～5）及び教育委員会へ被害状況報告  
2 総務班：保護者向け情報の活用用言語ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応  
3 避難誘導班：道路状況と交通機関の運行状況を踏まえ、下校させる児童生徒に対し安全指導、避難場所を待機させる児童生徒に対し保護者への連絡と引渡し  
4 教頭：負傷者への対応、緊急連絡への引渡し  
5 消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止等危険回避措置

保護者への引渡し

※引渡し完了後、本部長へ報告

## (7) 原子力災害発生時の対応～児童生徒等在校時～

### 原子力災害発生

※ 原子力災害発生時の対応については、原子力災害対策特別措置法及び福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づき実施することになる。

国、県及び関係市町村等が災害対策本部等を設置。また、現地対策本部が緊急事態対応策拠点施設（オプサイトセンター）内に設置され、国、県、関係市町村、事業者及び防災関係機関の職員が一体となって災害対策にあたる。

### (県・市町村災害対策本部から指示・伝達)

※ 災害対策本部を設置する可能性のある市町村は、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楳栗町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の13市町村。

災害対策本部を設置しない学校であっても、原子力災害の発生した町及びその周辺市町村から通学している児童・生徒の有無を確認し、該当者がいる場合には、その地元市町村の災害対策本部と連絡を取り、災害対策本部の指示に従う。

### 全面緊急事態宣言発出後の対応

発出基準

全非常用炉心冷却装置の注水不能  
全非常用直流電源の喪失  
炉心の損傷発生を示す原子炉格納容器内の放射線量の検知 など

放射線物質放出前	放射線物質放出後
<p>予防的防護措置を準備する 区域：PAZ Precautionary Action Zone 施設から半径約5km圏内</p>	<p>避難</p>
<p>緊急時防護措置を準備する 区域：UPZ Urgent Protective action Planning Zone いわき市、南相馬市、川俣町、広野町、楳栗町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の各市町村全域</p>	<p>屋内退避</p>

緊急時モニタリングにより測定した空間放射線量率

実測値をもとに範囲を定め、避難等の指示

空間放射線量率が1時間あたり500 $\mu$ Sv以上

**避難（教時間以内）**

空間放射線量率が1時間あたり20 $\mu$ Sv以上500 $\mu$ Sv未満

**一時移転（1週間以内）**

### 初期対応

- 1 校長：児童生徒等に校舎内待機を指示し、市町村対策本部に対応を確認
- 1 校長：市町村対策本部の指示を職員に周知
- 2 担任等：保護者への連絡

### 「屋内退避」指示が出た場合

- 1 校長：職員に業務を指示（2～5）
  - 2 教頭：時系列に記録
  - 3 事務長：重要書類の保管と搬出書類の準備
  - 4 各担任：児童生徒等の教室内退避と安全指導
  - 5 養護教諭：児童生徒等の健康観察状況の集約と教護
- 1 校長：市町村対策本部に対応を確認し、職員に周知
  - 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ児童生徒等の引渡し

### 「避難」指示が出た場合

- 1 校長：職員に業務を指示（2～6）
  - 2 教頭：施設確認
  - 3 事務長：重要書類の保管と搬出
  - 4 各担任：児童生徒等の誘導順序を確認し、移動用車両へ誘導
  - 5 養護教諭：児童生徒等の健康観察状況の集約と教護
  - 6 担任外：児童生徒等の誘導補助
- 1 校長：市町村対策本部に対応を確認し、職員に周知
  - 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ児童生徒等の引渡し

### 「一時移転」指示が出た場合

- 1 校長：職員に業務を指示（2～6）
- 2 教頭：施設確認
- 3 事務長：重要書類の保管と搬出
- 4 担任等：児童生徒等の一時移転先の確認

### 【学校における避難計画の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編において、学校の管理者は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてることとされている。

- 避難実施責任者
- 避難の順位
- 避難誘導責任者及び補助者
- 避難誘導の要領及び措置
- 避難場所、経路、時期及びびその指示伝達方法
- 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- 避難者の確認方法
- 児童、生徒等の保護者等への引渡方法
- 通学時に災害が発生した場合の避難方法

※ PAZ、UPZの区域に所在する学校では、各市町村地域防災計画に基づいて、避難計画を整備する必要がある。その他の市町村に所在する学校では、避難者の受入体制や事故情報の伝達に関する計画が必要となる。

## (8) 土砂災害警戒時の対応 ～児童生徒在校時～

### 土砂災害警戒情報発表後の対応

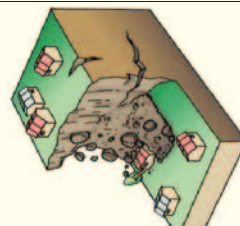
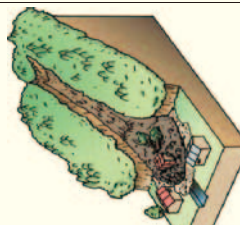
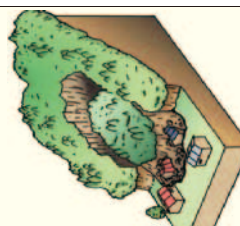
発表基準  
土砂災害警戒区域の発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域であると認められる区域であり、危険の届知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害警戒区域  
土砂災害警戒区域の発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域であると認められる区域であり、危険の届知、警戒避難体制の整備が行われる。

※ 自校が土砂災害警戒区域内に所在している場合は、予め各市町村または県土本部砂防課もしくは最寄りの建設事務所にて確認しておく。  
【土砂災害警戒区域の検索】 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sabou/newmain.html>  
【土砂災害警戒区域の検索】 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sse/41045c/kikenkasyo.html>

1 次対応  
校長：児童生徒に校内待機を指示し、以後の教育活動の実施及び土砂災害への対応策（以下2～4）及び教育委員会へ連絡と連携を準備  
砂防課長：児童生徒の安全確保と避難の準備  
担任：児童生徒へ避難の指示を出し、児童生徒の安全確保と避難の準備  
総務主任：児童生徒の安全確保と避難の準備  
取組・整理：児童生徒の安全確保と避難の準備  
避難誘導班：児童生徒の安全確保と避難の準備

2 次対応  
校長：時系列に記録  
教務主任：児童生徒の安全確保と避難の準備  
砂防課長：児童生徒の安全確保と避難の準備  
担任：児童生徒へ避難の指示を出し、児童生徒の安全確保と避難の準備  
総務主任：児童生徒の安全確保と避難の準備  
取組・整理：児童生徒の安全確保と避難の準備  
避難誘導班：児童生徒への下校指導（気象・防災情報、土砂災害発生時の留意点）、待機児童生徒の引渡し

がけ崩れ	土石流	地すべり
 <p>降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象（降雨以外に、地震および地震が原因となって発生することもある。）</p> <p>【前兆現象】 ○がけに割れ目が見える。 ○がけから水が湧き出る。 ○がけから小石がバラバラと落ちる。 ○木が揺れたり傾いたりする。</p>	 <p>山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象</p> <p>【前兆現象】 ○山鳴りや異常な臭いがする。 ○急に川や水の流れが濁り流木が漂って流れてくる。 ○雨が降り続けているのに川や水の流れが下がる。</p>	 <p>雨水や雪どけ水が地中の粘土のようになすべりしやすい地層にしみ込み、斜面の一部あるいは全面が地下水の影響と重力によって斜面下方に移動する現象</p> <p>【前兆現象】 ○沢や池の水が濁ったり、減ったりする。 ○地面にひび割れができる。 ○斜面から水が噴き出す。 ○山の木が裂ける音が出る。</p>

※ 土砂災害防止法に基づく。

### 避難勧告等発令後の対応

発令基準  
居住地域に重大な被害を及ぼす土砂災害が発生するおそれがあると予想される場合に各市町村が発令する。

### (市町村災害対策本部から指示・伝達)

※ 各市町村によって、緊急避難や指示・伝達の方法が異なるので、学校が所在する市町村役場の担当部署に問合せて確認しておく。

避難の指示  
○避難経路確認担当者には安全確認し教頭へ報告  
○校長は避難経路、避難場所、避難開始を教頭へ指示

避難  
○教師は出席簿を携帯し、児童生徒の誘導  
○教師から児童生徒への指示（頭部保護、あわてない、押さない、しゃべらない等）  
○気象・防災に関する情報収集のためラジオ等を持参  
○地域住民等が避難してきた場合は、一緒に避難誘導  
○第1次避難場所が危険な場合は、第2次避難場所へ速やかに移動  
降雨の状況や学校周辺の地形及び校舎の構造等を総合的に判断し第1次避難場所として土砂流入に耐えうる高層階への重畳避難も選択肢として考慮する。

避難場所での対応  
○担任は人員を確認し、教頭へ報告  
○養護教諭は負傷者への対応

災害対策本部の設置  
○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認

1 次対応  
1 本部長：業務の指示（以下2～4）  
2 総務班：児童生徒の安否状況の把握、時系列記録、災害情報の集約（ラジオ等から気象・防災に関する情報、各班からの報告）  
3 避難誘導班：待機児童生徒の安全確保、健康観察、通学路の状況調査  
4 教護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し、保護者への緊急連絡

2 次対応  
1 本部長：各班の報告から、翌日以降の教育活動を実施するかどうかを決定し、業務の指示（以下2～5）及び教育委員会へ被害状況報告  
2 総務班：保護者向け情報の災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応  
3 避難誘導班：道路状況と交通機関の運行状況を踏まえ、下校させる児童生徒に対し安全指導、避難場所にて待機させる児童生徒に対し保護者への連絡と引渡し  
4 教護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し  
5 消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止等危険回避措置

保護者への引渡し  
※引渡し完了後、本部長へ報告



### 3 避難所開設と運営の支援

#### I 目的

当校が避難所となった場合に、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする。

#### II マニュアルの構成

##### 1 日常における収容避難所に必要な事項の確認

- (1) 避難所としての開放区域（校舎・校庭等）の利用計画  
避難所として開放することを要請された場合に備え、予め校舎等の開放区域を次のとおり定める。

【避難所における学校施設の利用計画（例）】

No.	利用目的	利用予定場所の例
1	避難場所	体育館（第1次）、1階会議室（第2次）、校庭テント（第3次）
2	管理運営所（連絡所）	多目的ホール
3	応急救護所	保健室
4	情報機器設置場所	多目的ホール、職員室一部
5	情報掲示場所	玄関、体育館入り口
6	ゴミ集積場所	プール南側
7	仮設トイレ	プール南側
8	救援物資集積場所	3-1
9	救援物資配付場所	3-2
10	臨時遺体安置所	会議室
11	仮設電話設置場所	図工室
12	風呂	校庭北側
13	更衣室	音楽室（男）、家庭科室（女）
14	洗濯場	プール南側
15	物干し場	屋上、体育館西側
16	ペット置場	校庭南側
17	介護室	1-1
18	喫煙場所	校庭遊具コーナー
19	相談室	2-1
20	調理室	校庭北側
21	給水室	理科室
22	救急車用駐車場	プール南側

#### (2) 利用配置図

※省略

- (3) 校門・校舎・体育館等の鍵の保管  
勤務時間外において、収容避難所開設の要請があった場合の対応として、学校の鍵の保管に関し、次のとおりとする。

【〇〇学校の避難所開設に伴う鍵の保管管理票（例）】

施設	鍵No.	職名	鍵保有者氏名	備考
体育館	1	教頭	〇〇〇〇〇	〇〇学校災害対策副本部長
	2	教務主任	〇〇〇〇〇	〇〇学校災害対策副本部次長
	3	〇〇役所管理班	〇〇〇〇〇	学校施設開放管理運営委員長
	その他			

※ 玄関の鍵の保有者（機関）の確認もしておく

#### (4) 避難所の開放・運営に係る役所・役場の確認

市町村の地域防災計画により、当校に対し避難所としての開設要請を行い、また開設後の避難所管理運営を行うのは〇〇役所・役場災害対策本部となる。その担当課は次のとおりである。

収容避難所管理運営	〇〇役所・役場災害対策本部
連絡先	〇〇役所・役場健康福祉課（保健センター） 電話 x x x - x x x x

- (5) その他、収容避難所となった場合に必要となる物資に係る情報についての把握  
災害救援物資が搬入される場合は、その保管場所を明示する。

【災害救援物資の状況一覧表（例）】

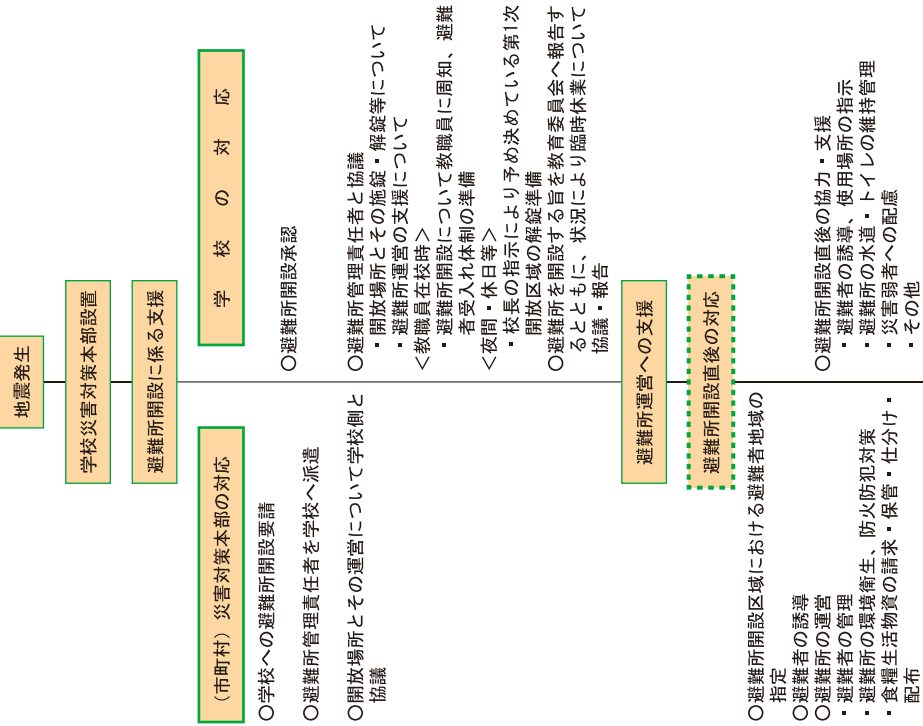
No.	物資	内 訳	保管場所
1			校舎〇階〇〇室
2			校舎〇階〇〇倉庫
3			

※ 項目については、各学校の実態に応じて加除すること。

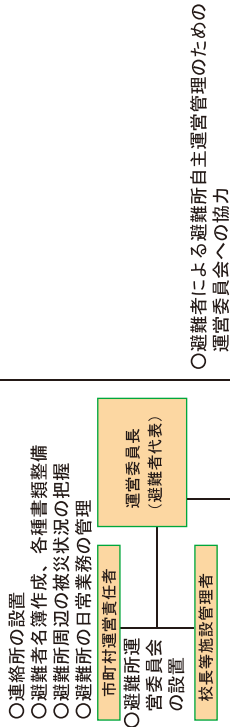
2 避難所開設及び運営に係る協力・支援

校長等は、〇〇(市町村)災害対策本部より避難所開設の要請があった場合には、避難所として開放する校舎等の区域を〇〇(市町村)災害対策本部と協議の上開放する。  
校長等は、自校を避難所として開放した場合には、速やかに教育委員会に報告するとともに、臨時休校についても協議・報告する。

(1) 学校災害対策本部における支援マニュアル



避難所長期化への対応



〇避難者による避難所自主運営管理のための運営委員会への協力

庶務班	避難者の管理、各班との連絡調整 〇〇町内会役員 〇〇PTA役員 〇〇教諭
環境管理班	避難所の環境・衛生管理、防火・防犯対策
管理班	〇〇町内会役員 〇〇PTA役員 〇〇教諭
食糧班	食糧・生活物資等の請求・保管・仕分け
物資班	〇〇町内会役員 〇〇PTA役員 〇〇教諭
各班	各班への連絡調整、生活物資等の仕分け・配布
責任者	〇〇町内会役員

・庶務班への協力

・環境管理班への協力

・食糧物資班への協力

〇避難所としての学校施設使用状況に関する教育委員会への報告

避難所閉鎖

〇避難所閉鎖による学校施設等の通常状態への回復

〇避難者の居住先の確保

(2) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割

1 避難所開設直後の対応

(1) 校長等施設管理者の役割 (※ 避難者が既に校庭等に集合しており、〇〇(市町村)災害対策本部からの避難所管理責任者、避難所開設員が未到着の場合。)

- ① 応急的な措置～必要な生活スペースを、学校が予め定めておいた開放優先順にしたがって開放
- ② 避難所管理責任者、避難所開設員到着まで代行が想定される初期対応業務 (なお、これについては、(市町村)災害対策主管課と事前に協議が必要)
- ア 避難所開設の(市町村)災害対策本部への第一報
- イ 避難所開設地域における避難者地域の指定
- ウ 災害弱者(寝たきり老人、障がい者等)への配慮
- エ 大量避難者対応のためのテント設置
- オ 受け入れ人数、食料・寝具等の必要数等、避難所の状況等の(市町村)災害対策本部への報告

(2) 避難所開設・運営支援班の役割

(なお、これについては、(市町村)災害対策主管課と事前に調整が必要)

- ① 飲料水・生活用水の確保
- ② 電気・照明器具、燃料の確保
- ③ トイレの表示・維持管理
- ④ 負傷者に対する応急措置
- ⑤ 救援物資の要請・受入れ・管理
- ⑥ 施設内の清掃、ゴミ・廃棄物の管理
- ⑦ 避難者との連絡窓口の設置、情報提供
- ⑧ 学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設の点検・整理

2 避難長期化への対応

(1) 校長等施設管理者の役割

- ① 長期化する場合、避難所管理責任者の代行が想定される業務 (なお、これについては、(市町村)災害対策主管課と事前に協議が必要)

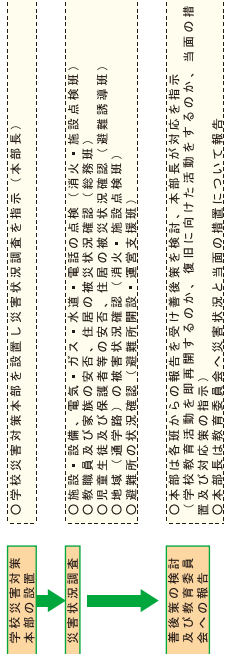
ア 連絡所の設置

- イ 避難者名簿の作成、各種書類の整備
  - ウ 避難所周辺の被害状況の把握
  - エ 避難所日常業務の管理
  - オ 避難所運営委員会の設置
- (2) 避難所開設・運営支援班の役割 (※ 避難所開設直後の対応継続及び以下の項目)

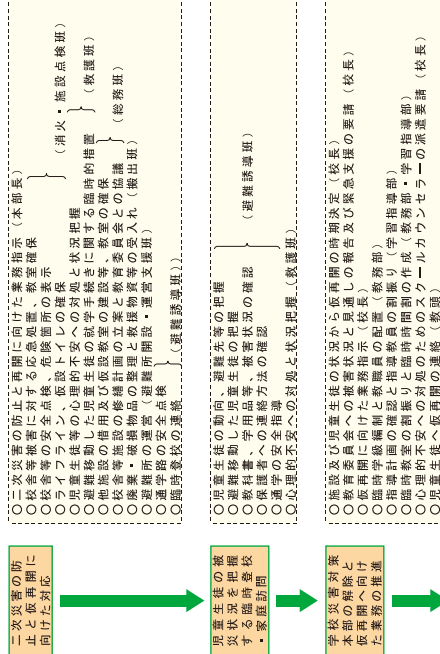
- ① 共同炊き出しへの協力
- ② ボランティア受入れへの対応
- ③ 避難所内の秩序維持、盗難防止、防火管理

4 授業再開に向けての対応

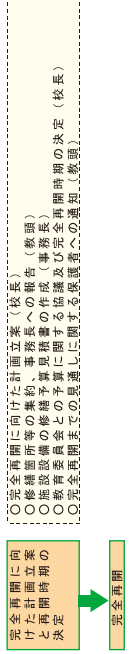
(1) 1次対応 (被災状況の把握と当面の措置)



(2) 2次対応 (飯再開に向けての対応)



(3) 3次対応 (完全再開に向けての対応)



資料①

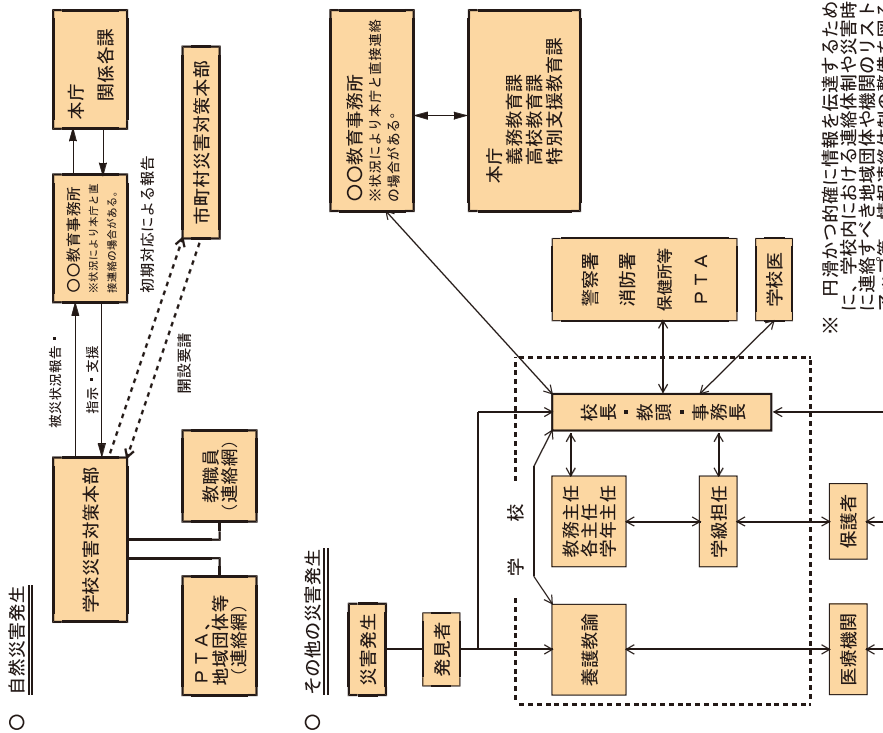
緊急連絡用(引渡し)カード

緊急連絡用(引渡し)カード			
年組名	年組	性別	
現住所	〒		
緊急連絡先住所	自宅以外の連絡先(名称・住)		
	自宅( )		
	携帯( )		
本校在学の兄弟姉妹	年組	年組	
緊急時の引受人 (学校に迎えに来る人。保護者以外の人も含む)			
引受人氏名	電話番号	本人との関係	徒歩による登校に要する時間
1			
2			
3			
引渡日時	月 日 時	引渡場所	校庭 体育館 教室 その他( )
引渡人氏名			
引渡後の連絡先	氏名	TEL	
備考			

(注) 裏面に自宅付近図を記入 (注) 必要事項を記載後、学校へ提出

資料②

情報連絡体制(例)



※ 円滑かつ的確に情報を伝達するため、学校内における連絡体制や災害時に連絡すべき地域団体や機関のリストアップ等、情報連絡体制の整備を図るとともに、体制図中に電話番号を記載し、見易い場所に貼付しておく。

※ 全市町村レベルの災害が発生し、しかも電話が不通の状態における教育委員会から全学校への連絡等は、校長会の緊急連絡網の協力を要請して伝令により行うことが想定されることも念頭に置く。

※ 市町村立学校の場合は、市町村教育委員会を通じて教育事務所との連絡となる。